

平成26年9月定例会 経済委員会（付託）

平成26年10月8日（水）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

喜多委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより農林水産部関係の審査を行います。

審査資料として、陳情書の写し3件についてお手元に御配付しておりますので、御連絡いたしておきます。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成26年度指定管理者の選定について（資料①）
- 台風12号及び11号災害に係る農林水産業被害への支援・復旧状況について（資料②）
- 水田農業緊急対策について（資料③）

小谷農林水産部長

この際、3点御報告させていただきます。

まず、第1点目は、指定管理者の公募の状況についてでございます。

資料1を御覧ください。

農林水産部におきましては、腕山放牧場、神山森林公園、高丸山千年の森の3施設につきまして、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成24年度から現指定管理者による施設の管理運営を行っておりますが、この指定期間が今年度末に終了いたします。このため、新たな指定管理者を選定するため、去る7月24日から募集を開始し、9月25日をもって申請の受付を終了したところでございます。応募等の状況といたしましては、各施設、それぞれ1団体からの申請を受け付けております。今後、提出された事業計画書等の申請書類に基づき、指定管理候補者選定委員会において審査をいただいた上、各施設ごとに、指定管理候補者を選定し、12月議会にお諮りしたいと考えております。

続きまして、第2点目は、台風12号及び11号災害に係る農林水産業被害への支援・復旧状況についてでございます。

資料2を御覧ください。

さきの台風により被災した農林水産業者の方々に対しましては、農林水産業の早期再建と将来に向けた産地供給体制の構築を図るため、ソフト・ハードの両面において、支援に取り組んでいるところであります。

まず、ソフト面では、各地域の農業支援センターにおきまして、病虫害防除や土壌管理などの技術指導、営農再建に向けた経営指導など農家個々の被災状況に応じ、JA等と連携をしながら指導を行っているところであります。例えば、県南地域におけるイチゴ産地等において、植付けに必要な苗が被災したことから、県内のほかの産地との連携調整により、必要量の確保に努め、生産者が希望する規模での栽培が可能となったところであります。

次に、ハード面では、8月13日に農業近代化資金を活用した、被災をした施設や機械の復旧に係る緊急の融資支援として、農業者緊急災害利子補給制度を創設。さらに8月26日には、浸水等の被害を受けた農林水産業者に係る施設機械の取得等を支援する地域農林水産業再建特別支援事業及び次期作以降の産地維持が困難と判断された地域作物の種苗導入を支援する産地重要種苗緊急導入事業を創設したところであります。また、本県が国に対し緊急要望しておりました被災農業者向け経営体育成支援事業については、農林水産省において、去る9月5日に実施が決定されたところであります。こうした支援措置の活用によりまして、10月6日現在、農林水産業関係合わせて275件、事業費ベースで5億1,160万円の要望が出されており、速やかに早期再建に向け支援してまいりたいと考えております。

次に、農地山林被害につきましては、現在、災害復旧事業の実施に向け国の査定を受けることとなっており、農地農業用施設については、10月27日から31日までの間、林道施設については、10月14日から31日まで実施されることとなっております。

今後とも、関係機関と調整を図りながら、着実な復旧に向けてしっかりと取り組んでまいります。

最後に、第3点目は、水田農業緊急対策についてでございます。

資料3を御覧ください。

米価下落に対応するため、行政と関係団体が一丸となって農家所得の向上を図ることを目的に、昨日10月7日に、農業団体、畜産団体、消費者団体などで構成する徳島県水田農業緊急対策本部を設置し、今後の対応策について協議いたしたところであります。米価下落に対する農家所得の向上に向けた、今後の方向としましては、まず、1つの柱といたしまして、飼料用米など新規需要米と園芸作物の作付け推進による水田のフル活用については、具体的に飼料用米専用の多収性品種「あきだわら」の奨励、また畜産農家と連携した地域内流通の推進などであります。第2に、経営所得安定対策の積極的な活用については、稲作農家への助成制度の周知徹底などが挙げられます。第3に、米の消費や輸出等の需要拡大の促進。第4に、意欲ある担い手への農地集積の促進については、飼料用米・生産農家の規模拡大などを挙げており、これらの4つの柱に沿って、関係者で今後情報を共有しながら、十分な連携を図り、農家の不安解消を図ることはもとより、早急に必要な対策を実施していくことといたしております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で、報告は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

寺井委員

台風17号が過ぎた後、本当にすばらしい天気が続いておりまして、いよいよ秋本番を迎え、収穫の秋という感じがいたします。徳島県も早期米から始めて収穫がされておるわけでごさいます、今は西のほうの酒米やもち米、晩期の米が残っているだけだと思います。8月の早々から、県南では収穫が始まり、今年も期待をされておったわけでごさいますけれども、新聞紙上等々で御存じのとおり、米価が全国的に下がっております。

9月19日、私はちょっと知事さんをお願いをしました。非常に米価が下がっている中で、たまたまその日の農業新聞に島根県が緊急対策として融資等々をやるんだというのがちらっと出ておりましたし、徳島県の価格もコシヒカリが30キロ1俵が4,600円ぐらいで、一等がなかなか出ず大変なので、是非対策を取っていただきたいとお願いしました。

その後お話を聞きますと、コシヒカリ以外のお米は3,000円台ということでした。今年は非常に雨が多かったために最後の実の張りがなく、非常に品質も悪い。阿南市新野町の私の親戚からは、1町ほどのお米を作っているうち1割の1反分ぐらいは等外のお米が出たという話も聞いております。本当に農家の皆さんは、大変だと思います。

その後、私の地元の阿波市でも収穫が始まったわけでごさいますけれども、残念ながらやっぱりお米も悪いし、収量も思った割にないという中で、価格が4,000円ちょっとという推移をしてきている。

私は8月21日に農業会議の会長を拝命したわけでごさいますけれども、その晩にある人から電話が掛かってまいりまして、寺井、おまえ、この米の値段の安いのを知っているのかと、こう言ってお叱りを受けたわけでごさいます。

そして、この間の衆議院の予算委員会でも小野寺さんが、農林水産大臣も米の下落が非常に気になるんだということで質問されておりました。

本当に厳しい中で、私の地元ではもう来年から米が作れないという方もたくさんいらっしゃいます。米専門でやられている方は徳島県に何人かいらっしゃるそうで、最大は20町歩ぐらい作っているというお話も聞くわけでごさいます。将来的に米の生産調整が行われる、いわゆる転作等々もあるという話も聞いております。これからTPPの問題も入ってくるわけですから、その前の地ならしみたいな世界に進んでいるという感じもしております。こんなことでは農家は、やめていく。先日、藤田議員もおっしゃいましたけれども、「瑞穂の国」が穂が見えない「見ず穂の国」になるんじゃないか。この大きな原因は何なんですか。お聞きしたいと思います。

村上農地戦略室長

ただいま寺井委員のほうから、米価下落の原因についての御質問がございました。

今回の米価下落の原因は、様々な事柄が重なったものと考えられますが、1つは平成26年産米の作付け及び作柄や品質の影響でありまして、もう一つは今後の需給見通しによるものと考えております。

まず、平成26年産米の作付け及び作柄、品質の影響でございますが、平成26年産主食用の水稲につきましては、全国では作付け面積147万4,000ヘクタール、予想収穫量では790万9,000トンが見込まれておりまして、9月15日現在の作況指数は101となっております。しかし、西日本は平年を下回る状況となっております。とりわけ本県は8月に入ってから台風12号、11号によります大雨風害等の影響、その後の天候不順による日照不足等によりまして、品質収量ともに早期米を中心に大きな影響を受けておりまして、作況指数は95となっております。また、米の検査状況を見てみますと、天候不順の影響を受けまして、一等米比率が50%と、全国に比較しましても27%低い状況となっております。

また、今後の需給見通しにつきましては、全農の推計によりますと、平成25年産米の持ち越し在庫や平成26年産米の作況が平年並みを確保できる見通しでありますことから、平成27年10月末の持ち越し在庫は、15万から30万トン程度になると試算されております。今後の作況の程度によりましては、作況101で33から38万トン、作況102で41から46万トンもの大幅な持ち越し在庫の発生が想定されております。こうした需給緩和を反映いたしまして、全国的な傾向としまして、平成25年産のおおむね60キロ当たり3,800円を下回る状況となっております。

全国的に、長期にわたります米の消費の減退や、米穀機構が行います35万トンの主食用の市場隔離に、JAグループも拋出努力をしておりますけれども、結果としまして需給緩和の危地を拭いきることができませんで、このような結果になったと考えております。

寺井委員

昨日の農業新聞に相対取引の全国の部分が出ておるんですけども、徳島県のコシヒカりは、前年対比の65%と出ています。これは、全国で一番最低なんです。やっぱりその原因は、今言われた原因によるものということですか。

村上農地戦略室長

はい。

寺井委員

分かりました。

農業は、自然が相手の職業でございますので、気象条件等々が非常に厳しければそういう結果になっていくと、本当に困ったものだと思うわけでございます。

先ほど、農林水産部長から米価対策の緊急対策本部ができたというお話があったわけでございます。新聞にも出ておりましたが、これにつきましては、直近でどういう方向で取り組んでいくのか、4つの方向性が出ておりますけれども、具体的に説明を願います。

村上農地戦略室長

この度の緊急対策本部は、どのような方針で取り組むのかという御質問でございますが、米価下落に対します農家所得の向上に向けまして、次の4本柱で進めてまいりたいと考えております。

まず第1に、飼料用米など新規需要米と園芸作物の作付け推進によります水田のフル活用といたしまして、転作作物としても扱われ、また畜産農家の飼料としても使われることによりまして、飼料の国内需給率を高めることにも期待できる飼料用米を秋冬野菜などと組み合わせた水田農業の推進をしていくこととしております。

第2に、経営所得安定対策の積極的な活用といたしまして、様々な助成措置を組み合わせることによりまして、10アール当たり最大で13万5,000円交付されます飼料用米のメリットなどの制度の周知はもちろんのこと、農業者の販売収入の合計が標準を下回った場合、その9割について補てんされます収入減少影響緩和対策の加入促進などを図ってまいりたいと考えております。

また、第3に、米の需給バランスの改善を図るため、米の消費拡大や輸出の促進を進めていくこととしております。

第4には、意欲ある担い手への農地集積の促進といたしまして、今年3月に設立されました農地中間管理機構を活用しまして、飼料用米等の生産農家への規模拡大につきまして、地域の実情に合わせた処方箋によりまして推進してまいりたいと考えております。

こうした取組を関係団体が一丸となって推進いたしまして、もうかる農業を展開してまいりたいと考えております。

寺井委員

4つの方向に向いて行くんだというお話でございます。

私も今回の本会議におきまして、飼料用米対策を是非やってくれというお話をさせてもらったわけでございます。5年先には生産調整もなくなるという中で、お米を作ることが一番農地を確保していけるわけでございます。飼料用米を農林水産省も進めておるようでございますけれども、これはなかなか難しいということをおっしゃっていただいた。御存じのように普通のお米を作った場合、それを飼料用米にすることは何ら問題ないわけでございますけれども、今、飼料用米については新しい品種ができていて、それが10アール当たり600キロから800キロぐらいの間で取れるんじゃないかというお話があるわけでございます。粒が大きいとかいろいろあるんだろうと思っておりますけれども、仮にこの飼料用米にしていくと、今までのコンバインやライスセンターなどの部分でも影響は出てくるんじゃないか、徳島県で飼料用米としてきちんと処理ができるのかという心配もあります。

知事さんのお話によると、飼料用米が非常に欲しいというメーカーもあって、その業者さんは毎月約2,000トン近く要るのではないかとございまして。仮にそうなってくると、普通のお米を作るならば5,000ヘクタールほど要るわけで、徳島県内は今、2万ヘクタール少々ですから、4分の1から5分の1の面積が一気に飼料用米に流れていくということになれば、主食用米は大丈夫なのかという問題も出てくるわけでございます。

とりあえず、今の優良な農地をキープするためには、お米を作ってもらわなければならないと私は思っております。これから飼料用米の推進をしていくには、先ほど言いましたように、新しいライスセンターみたいなものを作っていく必要があるのではないかと思っております。

東京で会議があったときに元農林省の方がおられまして、お米の下落の話をしたら、寺井さん、昔は大阪のすし米は全部徳島の米だったんだよと、どうなっているんですかと、言われたんですけども、私は十分知らなかったの、そうなんですかと答えたただけでした。

今まで皆さん方が一生懸命になって培って、守ってきた徳島ブランドをいわゆる産品として、徳島のお米はやっぱりおいしい、品質もすばらしいというのをキープしていかなければいけないと思うんです。

その辺の線引きがきちんとできるのかということについて、今どのようにお考えなのか、お聞かせ願います。

村上農地戦略室長

飼料用米を本格的に推進していった場合に、食用の米と混じらないのかということで御質問をいただきました。

今後、飼料用米を本格的に推進してまいりますと、委員のお話にありましたように、多収性の専用品種等を活用いたしまして、1万2,000円を加算金がもらえるような方向に誘導していく必要があると思います。そのためには、圃場や収穫物を別様にいたします区分管理というものが重要となってきます。このため、刈取や乾燥、調整時における異品種の混入を防止する観点から、専用のコンバインでありますとか、ライスセンター、保管庫の整備について、今後研究していくべき重要な課題であると認識しております。

主食用の品種に飼料用米の品種が混入いたしまして、これまでJA等の生産者団体が築いてまいりました主食用米のブランド力、また信用を落とすことのないよう配慮してまいりたいと考えております。

寺井委員

線引きをして、食用米と交わらないようにということも検討していただけるようでございます。

一番心配なのはライスセンターだと思いますけれども、これにつきましては、農林水産省もそういう事業をやるということをごらんと聞いておりますので、専用のもので、今まで培ってきた徳島のお米の品位を下げないように是非お願いしたいと思っております。

直近の問題として、今年25万トンぐらいが余るというお話でございますけれども、この過剰米の処理についてはどのようにお考えでしょうか。

村上農地戦略室長

米価の下落対策としての過剰米の処理の考えについて、御質問がありました。

今回の平成26年産米の価格の下落は、主食用の需給の不均衡がもたらしたものと考えております。県が関与します現行の生産調整を中心としたシステムで想定された範囲を超えたものと考えます。

今回のように、国が直接関与します生産調整が続く間は、少なくとも政府主導によります米の補完的な需給調整、過剰米の主食用米市場からの隔離を行うべきものと考えておりますので、国に対しまして提言してまいりたいと考えております。

寺井委員

既に国も飼料用米の検討もなさっているようで、対策があると感じるわけでございます。是非ひとつ農家が安心して、しかも持続して作れるようにしてほしい。一時的でなく、農家全体が何年かは安定して作れるという施策を講じていただければ非常にありがたい。総合的な対策をしてほしいと思うところでございます。

あと、その中でいろいろと議論されておるのが、先ほども言われておりました収入減少影響緩和対策です。これはたしかナラシという部分があるんですけども、これについてちょっと説明していただけないでしょうか。

村上農地戦略室長

収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策についての御質問でございます。

このナラシ対策といいますのは、一定要件を満たします農業者を対象としまして、収入減少によります農業経営の影響を緩和するため、米、麦、大豆などの当年産の販売収入の合計が標準的な収入を下回った場合に、その差額の9割が補てんされるというものでございます。交付の対象者は、認定農業者、または一定の要件を満たします集落営農を営む方々でありまして、面積要件としまして、都道府県の場合は4ヘクタールが設定されております。交付の対象となります数量につきましては、生産目標数量の範囲内で生産されました農産物検査三等以上のものでありまして、主食用として収穫年の翌年の3月31日までに販売されたものが対象となります。補てん額につきましては、当年度の販売収入額の合計が標準的収入を下回った場合に、その額の9割を、国の交付金と農業者で積み立てました積立金を活用しまして、割合は国が3、農業者が1の割合で補てんされるものでございます。

寺井委員

国の施策の中にそういう制度があるということで、農家にとっても非常にありがたいことだと思います。ただ、加入者が今4割ぐらいというお話ですから、なかなか難しい部分もありますけれども、先ほども言いましたように、長期的に持続できるような施策をこれからもお願いしていきたいし、県で独自のものがあれば、それをプラスしていただければと思っております。厳しい中ではありますが、農家そして農地を守っていきける世界を創っていただきたい。

今、世界では8億人もの飢餓状態の人たちがいて、将来的には食糧不足になる時代が来

るといってお話もあるわけでございます。そのときまでに、きちんと農地や担い手の方をキープできているように、今後とも御支援をいただければと思っておるところでございます。

総括的な意味からも、農業を御支援いただくことをお願いいたしまして、これで置きます。

樫本委員

寺井委員が本会議で飼料用米の拡大、推進について質問されました。そしてまた今、お米の政策について大変幅広い見地からの質問がございました。

私の近辺でも、今のトラクターが大分くたびれておるので、買換えの時期が来ておるんだが、今の米価のことを考えたらもうやめようかと今迷っているという話も聞きました。私どもの地元でも、米作についての生産意欲も相当落ちているように思います。しかし、お米というのは日本の本来の主食でありますし、また、風景、景観も大変心を和ませるものだと思います。また、棚田も残したい。癒やしである日本の原風景が、雑木林になったら困る。観光という意味でもこれは価値あるものなので、是非伸ばしていただきたい、守っていただきたいと思うわけでございます。

そこで、米価下落対策に関する陳情書をJAのほうからいただいております。過剰米の主食用市場からの隔離、所得安定対策における万全なセーフティーネットを構築していただきたいということ、飼料用米等の規模拡大と、それから機械や施設の整備、改修に対する支援の拡充、産地交付金の十分な予算の確保、主食用米の消費拡大に加えて、米粉用米や飼料用米などの需要拡大に取り組むとともに、海外輸出戦略を政府主導で進めること、こういう5つの項目が入った陳情書をいただいております。今、まさに総合的な対策が求められるべきだと思います。

先ほども申しましたように、お米は日本の主食です。これは、日本人としてずっと守っていかなくてはならない食料でありますから、米政策というのは、やはり国の主導で、しっかりと国策として行っていただかなくてはならないと思うわけでございます。

そこで、経済委員会として、これらの総合的な施策、支援、対策というのを今後やっていただけるように、国に対して、意見書としてまとめて出す必要があるのではないかなと思うわけでございます。皆様の御賛同を賜れたらと思います。よろしくお願いいたします。

森本委員

徳島市中心部選出の農業には一番縁遠い私が、今回の米の問題ではいろんな疑問を感じております。我々がいろんな疑問を抱くことが非常に大事じゃないかと思っております。

需給バランスが狂ってこういう状況が突然生まれてしまったような感じだけれども、私は、国のほうで十二分に予測ができたことだと思うんです。米のこれだけの需要の減退を見る限り、このままでは今後需要が伸びる見込みは、もうないです。お米を使っている半分以上がコンビニの弁当というぐらい、家庭では食べないわけですから。

昨日も県庁で緊急対策本部の会議をされました。この小さな徳島県で、4,000円前後になってしまっているこの米について、県独自で会議をして農家を守る具体的なことが何か

できるのでしょうか。

岸本農林水産部次長

ただいま森本委員さんのほうから、県独自の米価下落対策について何かできるのかといった御質問をいただきました。

先ほども部長から、総合的な対策、安定的な対策ということで、4本柱で進めていくという報告をさせていただきました。

米政策は、守りと攻めと2つのバランスを取りながら進めていくことが非常に重要でないかと私は考えております。守りのほうは、先ほどもいろいろと御意見、御論議ございました国の政策を最大限に活用していく。そして一方、攻めについては本県の強みとして、県内には畜産農家が多くございます。米の生産率から比較いたしますと畜産、とりわけブロイラー産業は、全国第7位という大きな比重を占めてございます。ブロイラーには穀物飼料をたくさん給餌する必要がございます。そういったところにある程度利用を進めていく必要があるのではないかとということで、県西部を中心に飼料用米としての研究を進めております。そういったところに攻める、攻めるという言葉は語弊がございますが、耕種農家からいたしましたら、生産拡大、需要の余地があるのではないかと考えてございます。

ちょっと大ざっぱで大変恐縮でございますが、国内での米の生産量は大体年間800万トンぐらいで、人口減少や高齢化で需要が大体年間8万トン程度減っております。ということは1%ぐらいでございますが、10年にしますと1割減っていくということでございます。そういったことから、新しい方向といたしまして、良食味米など売れる米をいかに作っていくかといったことも必要でございますし、新たな視点としまして、海外へ目を向けて海外へ輸出をしていくと、こういった攻めの姿勢も要るのではないかと考えております。守りと攻めをミックスしまして、県独自の政策を行っていきたい。

さらには米とはちょっと外れていきますが、米の転作としまして夏作に夏野菜をするとか、本県が非常に得意とする冬作、冬野菜を推進していきまして、米作と複合経営ということで所得の確保を図っていく、こうしたことを本県独自の政策として打ち、攻めていく姿勢が要るのではないかと考えております。

森本委員

東北なんかと違って、徳島県の米農家というのは、ほとんどが兼業なんです。米を作っている兼業農家を救って、我々の主食である米を続けて生産してもらうのも非常に大事なことです。生産調整中止になった後、一体どうなるかというのは米好きの者として非常に不安もあるわけです。

しかしながら、30キロ4,000円。さっきも言われていたけど、4,000円を切っているものもある。それでは、もう作る気がしないと思います。我々が徳島県として、米を作っている農家を守っていくには、こういうときにこそ即効性のある施策が必要だと思います。会議して飼料用米を来年はどうしようかでは、そうこうしている間に、農家の人がもう米を作るのをやめてしまいます。これはもう国家にとっても徳島県にとっても大変な問題とな

ってくるし、セーフティーネットの更なる構築という要望も出ていますけど、油の値段が上がったとき、漁船の油の補助うんぬんを我々がやるように、当面できるのはそれと思うんです。将来もずっと農業を続けていただくために、農業県徳島を守るためにも、米農家に対して何らかの形で支援をすることは、私は無駄なことでもないと思います。公的資金を何でもというのは私は嫌いなんですけれども、今回の米の場合は別だと思う。

農家が怒ってくるのも分かります。兼業農家が苦しいだけで、利益にならなかつたらほとんどもがやめます。だけど、米を作ってもらわないといけないし、そういう意味でも円安、オイルの値上がりのときみたいに何らかの支援策というのをすぐに打ち出してもらいたいという思いがあるんですけれども、どうですか。

岸本農林水産部次長

ただいま、即効性のある米の経営安定対策を打つべきではないかといった御意見がございました。

先ほど、寺井委員さんの御論議の中にもありましたが、米の経営安定対策には、ナラシ対策や直接支払交付金といったものがございます。昨日の参議院予算委員会での論戦の中でも、直接支払交付金は大体通年ですと年明けに交付をされるのですが、それを年内に早急に交付し、前倒しするように農林水産省のほうでも検討がなされておるところでございます。

また、運転資金といたしまして、日本政策金融公庫資金のセーフティーネット資金がございました。その活用も県といたしまして最大限推進してまいりたいと考えております。

森本委員

制度融資的なものもあるので、臨機応変に応じてあげていただきたいと思います。

来代委員

私も賛成ですけど、私の地元でも米の話題はたくさん出ます。

国は米の取れるところを減反政策で減反せえ減反せえと言って、米が絶対取れないような谷底のちょっと上の棚田とかを開発しなさいと言う。そして一方では、タイ米やフィリピン産米やカリフォルニア産米をどんどん買っています。

まず、これをやるんなら、県を挙げて国の米政策は間違っていますと堂々と言えないんですか。

岸本農林水産部次長

ただいま来代委員さんのほうから、国の米政策は間違っているのか、合っているのかといった御意見がございました。

まさに米の政策というのは、米の需給と供給のバランスをどういうふうに使っていき、そこにミスマッチが起こっているところに、政策をどう打っていくかといったことで進められているものだと考えております。

今現在、米が非常に余っておると。そうした現象が起こっている場合には、隔離政策を打つとか、あるいは需要と供給のバランスが崩れているので、新たに付加価値のある需要先へと政策を打っていく必要があると思っています。

来代委員

私が言っているのは、米が余っているのだったら外国の米を買うのをやめたらいいじゃないかということです。

我々地方では、給食は全部米。日本酒で乾杯、これも条例を作りました。地方でもおいしい米を食べる運動をして、一生懸命やっています。

今立派な意見を聞いて、ここで意見書を出すことはすばらしいと思っています。しかし県は、国の言いなりになっているから、ちょっとは日本の米を守るために外国の米を買わんやめたらどうですか、米の取れるところでもっとおいしい米を作って、日本人がもっと米を食べるように、まずい外国の米を食べなくてもいいように、そういうことをやるべきじゃないですかということをお願いしたいです。そういう強い気持ちで国に対して意見書を出すのならいいんですけど。その前に県はどう思っているか聞きたいです。

小谷農林水産部長

米の価格が大きく低下しておりまして、その状況についていろいろ御意見をいただいております。

また、ただいまは来代委員のほうから、国の米政策についてどうかと。地方のほうからしっかりとした地方なりの意見を持って取り組むべきではないかという趣旨の御意見だったかと思えます。

今日の米価格の状況から来年度に向けて米を作る意欲が低下しているということは、来年度以降、また将来に向けての米作りの危機的な状況ではないかと考えております。

御承知のように、従来、米をめぐる政策については、国で管理をする食糧管理制度が始まり、米の生産調整を見直していこうといった動きの中で、どこまで国が関わっていくのか。農家が将来へ向けて、安定した形で持続性、将来の希望を持てるような米作りを進めていく、この部分については、国においてしっかりとした責任を持って対応をしていくことが必要ではないかと考えております。

またセーフティーネットに関しましては、森本委員さんからのお話の中にもありましたが、来年度に向けてはありますけれども、今年の分の減収の補てんをどうするのかという問題があります。従来は、概算が済んで翌年になってから金を支払う形のセーフティーネットでありました。こういったタイムラグが生じるような形ではなかなか来年度に向けては生産意欲が上がってこないのではないかと考えておりますので、当面の減収補てんに対する考え方、危機的な状況にあるということ、また、将来的にはどうなるかということ、ここについても国において責任を持って取り組んでいただきたい。こうした考え方のもと、今後、国に向けての政策提言等を対応してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

重清委員

米関係でちょっとお聞きします。

海部郡も一緒に、今回の水害で米は十分痛め付けられまして、金額にしたらすごい額だったようです。

米価下落の原因は、結局最初言われたように需要見込みと品質、これらをどうにかしない限りは、来年も無理だと思います。結局去年の米が今余っているんでしょ。今年買ったらまた余るといふ最悪の状況になっていって、値段が上がる見込みはないと思います。

去年までは米の値段は高かった。今年はもう本当に信じられないくらい安い金額になっているようです。抜本的な対策を早く打ってもらわなければいけません。今年の米を農家はみんなとっているんですけど、余るのは分かっていると思います。全国的にも恐らく余っていると思います。これを国に対してどうしていくか、やっぱりいろんな意見、知恵を出してやらなければいけない。

それと、予期せぬ今回の災害で私も刈らずにそのままにしていっばい腐らしました。値段が安いと言うので、刈らずにいました。いつまでたっても晴れなかったんです。それでも刈る間がなくて、やっぱり良い品質のものができなかったという状況です。

この資料を見て、いろんな支援策とかやっているようなんですけど、米農家に対する支援について、今回のこの復興支援の中で、そろそろ金額とか件数が出てきていると思うんですけど、現状どんなんですか。水稲関係は、あるんですか。

手塚農林水産政策課長

今、重清委員さんのほうから、米の対策の御質問がございました。

まず、今回の台風11号、12号で被害がございました全体51億8,000万円のうち、水稲の被害につきましては4,530万円ということで把握してございます。

これにつきまして、まず水稲につきましては共済制度がございまして、共済制度のほうで、現時点の額におきましては5,500万円の共済金の支払いがされるようになっております。

重清委員

被害が4,530万円で、5,500万円の支払いですか。

手塚農林水産政策課長

先の被害金額のほうは、被害農家の方から被害が十分出ていない可能性もございすけれども、支払金額については確認できております。少し数字にそごがございすけど、御理解いただきたいと思ひます。

重清委員

保険に入っていなかった金額はどれくらいあるんですか。この5,500万円は保険で支払

われたんでしょ。保険に入っていないもので、被害を受けた金額なり、ヘクタールでも何でもいいんですけど、どれぐらいあったんですか。

喜多委員長

小休します。（11時22分）

喜多委員長

再開します。（11時24分）

手塚農林水産政策課長

申し訳ございませんでした。

先ほどの被害の額につきましては9月初旬時点の額でございます。それから、共済の加入率でございますけれども、69%が加入している状況でございます。先ほど金額に少し差がございましたけれども、時点の差がございまして、このような結果になっておりますので御了解いただければと存じます。

重清委員

大体被害の状況というのは、県下でこれだけ被害がありました、そのうち保険に入っていたのはこれだけだと、そういう計算の上で、どういう施策をしますかと言っていろんな対策を講じるべきではないんですか。そこが分からなくて、どんな対策を考えているのかと思います。

それと、水田農業緊急対策の4番目の農地集積の促進は、去年たしかJAと町村と話して、集約のための制度ができてしたはずです。まずは、これだと思います。去年仕掛けたはずですけど今、現状はどんなんですか。

喜多委員長

小休します。（11時26分）

喜多委員長

再開します。（11時26分）

村上農地戦略室長

農地中間管理機構の状況につきまして、御質問をいただきました。

農地中間管理機構につきましては、今年の3月に設立いたしまして、この7月1日から本格的な農地の募集を開始したところであります。7月1日から8月31日まで借受けの募集をいたしまして、今のところの集計では、貸付けの希望が35ヘクタール、借受けの希望者が393ヘクタールということでありまして、借受けのほうが、貸付けの希望者より約10倍という状況となっております。

重清委員

ほぼ10倍になってるんですが、貸さないというのはどういう理由が多いですか。十分この施策は浸透していますか。今まで、逆にお金を出してまで借りてもらっていた田んぼです。それなのに今、お金をくれると言うのに貸さないというのはどういう理由か。35ヘクタールはちょっと少な過ぎるような気がします。

村上農地戦略室長

貸付け希望と借受け希望の差が余りにも大き過ぎるのじゃないかという、もっともな御指摘でございます。

貸付け希望が少ない部分につきましては、我々のPR不足というのも否めないと思えますけれども、特に農地中間管理機構で預かる農地といいますのは、10年間という通常の貸付けよりは比較的長い期間借りることが条件となっております。この10年というところにちょっと抵抗感があるようです。そのあたりの説明不足もございましてこのような結果になっているかと思えます。通常1年で相対でやったりする例、また長い場合でも3年、5年というケースがありますけれども、なかなか10年というのは厳しいところがあると思えます。ただ、借受けするほうにとりましては、10年くらいのスパンで借り受けないと、経営の見通しが立たないということもございまして、こういった制度となっております。

今後ともこういった制度、内容につきましては、担い手の引受け手の多い地区を重点推進地区として10地区設けておりますけれども、そういったところを中心に周知を図るとともに、関係機関一体となったプロジェクトチームも作りまして、推進していきたいと考えております。

重清委員

今は貸してくれないという状況ですから、何か問題があるんだったら、これはしっかりと検討してほしい。国だけでこれだけの金額というのは安いのか、10年という縛りを掛けられるからもう少し高くしたほうがいいのか、ここらを県としてどうするか、これを進めるのだったら、対策を前へ前へ進めていただきたいと思えます。

結局農地を遊ばせたらいけません。最近散歩をしますけど、荒れた田んぼというのはもう大変です。荒れさせないために、みんな無理にでも借りてもらって、作ってもらっています。きちんと作るというのだったら、条件的なことも踏まえて集積しませんか。10年間でやるんだったら、やったらどうですか。この事業が進まないんだったら、これ以外でやるんですか。別にあるんですか。

小谷農林水産部長

ただいまは農地中間管理機構に関しまして、農地の集積を図っていく上でギャップがあるといったところで、それがこれからの米作りについて生かされづらいんじゃないかという御指摘をいただきました。

そのギャップについて、貸付け、借受けの申請状況につきましては、ただいま説明をさせていただいたとおりであります。これにつきましては、7月1日から8月31日までの今年度第1回の募集の状況となっております。そこで、借受けのほうは10倍程度多いというようなところであります。

室長からも申しあげましたとおり、県内の状況を見てみますと、県南地域を含め、東部、西部と大きく分けて、期待される担い手がいらっしゃる方、核となると期待される大規模農家が多くある地域について、10地区を重点推進地域として指定しているところであります。その周辺であれば、農地の出し手、貸し手のところを掘り起こしていけば、マッチングが進むのではないかと考えているところであります。そこへ向けては、より分かりやすいリーフレット、案内等の説明資料の作成も必要でありましょうし、市町村とのより緊密な連携も必要でありますから、今後スピード感を持って、また、きめ細やかな情報提供を図りながら、このマッチングへ結び付けてまいりたいと考えております。

また、初年度ではありますけれども、引き続き第2回目の要望とか、数次にわたってより募集を重ねまして、今年度において良い成果が上がるように取り組んでまいりたいと考えております。

重清委員

1つだけ教えてほしいのが、今いろいろもうかる農業とかもうかるブランドとか言っていますけど、今もうかっていますか。農業、漁業、林業、水産業。どうやったらもうかるのか、本気でやってくれないといけない。いろんな技術指導や経営指導とかありますけど、もうかるためにどんなことを教えてくれていますか。

若い農業の人らが戻ってきて経営をやっていますけど、今もうけていますか。本当に居付いてくれるのか。県としては何を進めているのか、それが見えない。組合を作ってもうけるんですか。何をしてもうけていくのか、これをまず示してもらえませんか。それが1番だと思います。原点のところで、もうかる農業って何ですか。

丸谷もうかるブランド推進課長

まず、もうかる農業についての御質問でございます。

もうかる農業の実現に向けましては、我々がブランド戦略としてやっておりますけれども、やはり生産対策、流通対策、販売対策が重要であると考えております。

生産対策につきましては、特に若い後継者の方々や慣れない方々がいらっしゃいますが、まず、いい物をつくるということが原点にあると思います。それから、流通対策、販売対策でより多くの方に売っていくという循環する仕組み作り。それで消費者の信頼を得て、もうかる農業の実現を図るのが基本であると考えております。それをするために、我々としては新品種の開発をはじめ、いろんな技術開発、あるいは技術指導をしておりますし、「新鮮 なっ！とくしま号」、あるいはメディア戦略ということでPRもやっております。総合的な対策をやっておるところでございます。

委員の地元の西部あるいは南部につきましては、我々が今進めておるブランドの大きな品目がないという現実もございます。そういった場所では、地域に合った地域ブランド的なものを育成していくべきであろうと考えております。今、六次産業化等々を進めておりますけれども、付加価値を付けて都会の人に売っていく。あるいは都会から来る人に売っていくというシステムが必要であると考えております。

そういう総合的な対策でありますけれども、地域に根付いた支援センターを中心にした、あるいはJAと一体となった取組を進めてまいりたいと考えております。

重清委員

他県へ視察に行かなくても、来年度は徳島のここの地区を見にきてくれと、南部ではここ、西部ではここと、それぐらいもうけさせてあげてほしい。この点だけ気持ちを強く持ってほしい。いつまでも六次産業化や加工化と言って販路の拡大をする、それではいけないと思います。そろそろ目に見える形にしなくてはいけない。地方は切羽詰まってきました。結果を見せてほしいと思いますので、要望して終わります。

庄野委員

私も弟と阿南市の福井町というところで、2反少々でお米を作って植付け、刈取りもやっています。近所の話聞いても、米価がこういう状況になったということで、本当に危惧しております。

海部郡のほうの話が出ましたけれども、海部郡の方からもやっぱり同じように、これだけ安かったらもう存続できない、来年からもうやめないといけない、意欲がなくなったという声も多く聞かれます。

私は、民主党政権の時代に戸別所得補償政策をお米農家についてもやりました。現在、政権交代をしてその価格が半減している状況の中で、今の自民政権がどんな米政策をやりたいのか、大規模集約化ということを目指していることについては、私は少し疑問を持っております。

耕作放棄地を増やさないということは大事なんですけども、私がお米を作っている阿南市の福井町の辺りでしたら、各農家があります。兼業農家もちろんあるんですけども、自分の家の周りに、2反3反4反5反ぐらいの田んぼがあるわけです。小規模農家であっても、どうにか政策によって存続させたい。隣近所で米を作る農家のコミュニティー、そういう地域のコミュニティー、そして収穫時期の秋には、各農家、地域ではお祭りをするといった文化がございます。そういう収穫の喜びを、みんな地域の中で過去からずっとつながってきた伝統文化として継承してきた部分があるんです。それを、TPPの対策かもしれないけれども、大規模化を推進して、そういう5反ぐらい作っている農家を全て農業、稲作から離してしまう、剥ぎ取ってしまうということが、果たして日本の米政策として本当に合っているのかどうか、疑問に思います。

お米を作るには、植えてそのままで水をやっておいたらいいわけじゃないんです。あぜの草を1週間に一回刈らないといけないし、ずっと手間も掛かる。集約化をしたときに、

大きなところが自分の家の近くの小さな1反ぐらいの田んぼをみんな刈りに来てくれるのかどうか。そういう心配もあるから、みんな苦勞して作っているわけです。そういう田舎で会社に勤めながら作っている農家を、徳島県は今後、潰してもいいと思っているのか。大規模に全部集約してコストダウンをさせて、外国に対抗しようという政策をとろうとしているのかどうか、ちょっと確認したい。

小谷農林水産部長

ただいま庄野委員から、米作りについて生産性本位の優先した米作りの形、農家育成なのかということと、米作りがもたらすいろいろな要素、効果について、県としてはどうかという基本姿勢のお尋ねをいただきました。

これまで米農家、あるいは米作りが担ってきた本県における産業、とりわけ農林水産業のウエイトは、作付け面積等を見ますと非常に大きいものがございます。そうしたところで、生産性を高めて、より意欲のある担い手に米作りをしていただく、ここの基本部分はやはり重要であろうと思っております。しかしながら、そこからこぼれ落ちていく部分、あるいはそれによって失われていく部分、まさに今、庄野委員に御指摘をいただいた点だと思っておりますが、本県においては、東北等とは違った地理的条件、水田の状況があります。これを全国一律の形で、同じような枠組みの中で生産性、効率化を図っていくことは、なかなか困難ではないかと思っております。とりわけ、同じ米作りの中でも、棚田といった小さいながらも段差があるところの米作りをどのようにして維持していくのか。そこは持続可能な米作り、農村の風景の維持ということも含めて、徳島ならではの部分もしっかりと守っていく必要があるのではないかと思っております。

そうしたことで、日本型直接支払制度といったところでも新しい動きもありますが、そこはやはり急傾斜地を考慮して、本県の実情を加味してほしいといった政策提言も行っているところであります。大きな生産性を上げていく部分と併せて、持続可能な農業として、全体として地域の実情に則して米作り、農家をどのようにして守っていくか、この部分を大事にしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

庄野委員

現在徳島県下にお米を作っている農家が何軒あって、例えば集約化、農地バンクを進めていけば、5年後、10年後、農家は何軒になるんですか。どれぐらいの目標で、徳島県は臨むんですか。

喜多委員長

小休します。（11時43分）

喜多委員長

再開します。（11時43分）

河野経営推進課長

農作物の販売農家数ということでございますけれども、平成22年の農林業センサスによりますと、稲作経営されておる農家数は8,712戸ということでございまして、それが単一経営です。あと、複合経営で4,900戸ほどとなっております。単一で米だけ作っておるのが8,700戸程度ということです。

庄野委員

複合が何戸ですか。

河野経営推進課長

複合は4,900戸余りありますけれども、これが全て米を作っているかどうかというのは、手持ちの資料ではございません。

庄野委員

8,712戸と4,900戸ぐらいの分を合わせたら、1万3,000戸ぐらいお米を作られていると思います。それが今の状況でいくと半分以下になるような予測を私はしています。自分の家の周りの1反や2反を、農地に係る固定資産税も払いながら細々とやっているわけです。国では、集約化を進めるために集約化に協力しなかったら、2倍も3倍も固定資産税を上げて、農地を手放そう手放そうとするような政策が今検討されておりますけれども、小さな農家は全部潰してしまうんだ、米を作らせないというような政策は、私はいかななものかと思います。自分の家の周り、地域の中で、そういう農家も何とか、とんとんでも食べていけて自分の飯米を作れるぐらいの部分が私は残されてもいいんじゃないかと思います。そうしないと税金は上がるし、集約化に協力して自分の家の周りの田んぼ全部を、どなたが借りてくれるか分かりませんが、先祖代々の土地を集約化で貸して、作りに来てくれて、草も刈ってくれるかもしれないですけど、今の地域の過疎化の現状を見ると、そういう昔ながらの地域コミュニティ、地域の文化というのが本当に失われてしまうんじゃないかという気がします。この部分については、徳島県は、ここらは守るといえるか、そういう部分をちょっと加味していったほうがいいんじゃないかという気がいたしております。

税金に差をつけて、集約化に協力したら固定資産税は要りません、協力しなかったら倍、3倍にしますという、こんな仕組みというのは、私はいかななものかなという気が今のうちからしております。農家の集約化も大事かもしれない。作れないところを集約化して、意欲のある方に貸して、耕作放棄地を少なくしていくのは大事かもしれないけれども、そういう地域の、兼業農家で作っているところも守らないといけないところもあるんじゃないかなという気が私はいたします。そういう小さな農家も米を作って、農作業の喜びとか、収穫の喜びとか、隣近所と良く出来たなと言ひ合える地域のつながりというのも大切にされるような農政を私は望んでいるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

喜多委員長

意見書に関して、ほかに御意見はございませんでしょうか。

岡本副委員長

皆さんが言っていることはまさにおっしゃるとおりで、米価下落のことがあって、農業とかお米に絞って、これだけ経済委員の皆さんが議論ができたということは非常に良いと思っています。

来代委員からも話がありました、確かに棚田のお米は高いです。でも、棚田で作ったお米が高いという前に、やっぱり中山間地域直接支払制度というのがなかったら、ほとんど棚田とかはお米作っていないです。

私の家ははっきり分かれています、嫁さんが専業農家で、私が専業議員ということで私はほとんどやっていませんが、嫁さんからは、もうお米はやめると、こんなに安いだったらやめてもいいでという話が出ます。それからこう言われたんです。県議会の中にも農業担当の委員会ってあるんだろって。何か言よるんぞと言うから、実は私は経済委員だという話をしたところなんです、そんな話が出るくらいみんなこの機会にやめようかということになっています。でもやめたら困るので、うちもやめるんだったら誰かにしてもらえよと言いました。重清委員が言っていたようになつたら本当に大変なんで、それはいけないと。

棚田の話に戻りますが、中山間地域直接支払制度があって今維持されているんですが、これほど米価が下がって、まさに平地の皆さんが言っている米がちゃんとできるところの対策ができないと、これは大変なことになる。日本型直接支払制度について、今いろいろと言っているけど、全く不十分なんです。そこをきちんとしてほしい。

榎本委員から話があったように総合的な形でいろんなことを踏まえて、この意見書をできれば全員で採択していただいて、経済委員長名で議長に出すという方向になればありがたいと思っています。ただ1点、来代委員が言っていたように国に意見書を出す以前に、やっぱり県庁としてもっとやるべきことがあるんじゃないのということです。皆さんは、国に意見書を出してくれたらそれで安心しがちなんです。そうじゃないんです。我々は県議会だから国に対していろんな要望をするけど、少なくともこの問題はこれだけ議論になったんだから、国には総合的な意見書を出す、でも県として何ができるか。重清委員が言っていましたけど、そのことはよりしっかりお願いしたい。我々は、皆さんに意見書を出すわけにいかないから。重清委員、来代委員、森本委員みんなの気持ちはそうなんです。もっと言えば、県庁できちんとやっていけば、国に意見書を出さなくてもいいかもしれない。そんな思いがあるので、そのことは肝に銘じてください。

もう一回言います。総合的な意見書を皆さん全員でできればありがたいと思います。

来代委員

それはもう賛成します。だけど、国に対して厳しい意見を文言にきちんと入れてほしい。

一任しますけれども、きっちりそれは入れないといけません。

私が言いたいのは、県が人ごとでなしに、我々が出した意見書の内容をよく把握して、きちんとやってくれというぐらいの、この委員会で決議をしたいぐらいの気持ちがあるということです。それだけ分かっておいてください。

喜多委員長

それでは、御意見をいろいろとありがとうございました。

ただいま樫本委員から、米価下落対策についての意見書について、徳島県議会会議規則第14条第2項に基づき、国に対し意見書を提出願いたいとの提言がありました。本件についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、委員各位にお諮りいたします。

この際、経済委員長名で意見書案を議長宛て提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「意義なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「一任」と言う者あり）

（「厳しい文案で」と言う者あり）

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

午食のため、小休します。（11時53分）

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

庄野委員

漁業の振興についてお尋ねしたいと思います。

今議会で、会派の松崎議員が本県の漁業振興策についてお聞きをしましたが、会派で、重清委員の地元にある海陽町浅川の県の栽培漁業センターを視察してまいりました。その施設の現状や、そのときはアワビの稚貝がたくさん栽培されておりましたけれども栽培の現状とか、それから餌を入れる緑色の大きなタンクも含めて見させていただきました。

本県の漁業は、今のところ漁業の従事者人口についても減少しておりますし、高齢化もしている。また、漁獲量も減少していく中で、やはり本県の漁業をきちんと振興していくということが非常に重要な課題でございます。栽培漁業センターが果たしてきた役割、それからこれから果たすべき役割というのは、私は大きいように感じた次第でございます。

先日の9月25日に、県議会の水産振興議員連盟と県漁連の幹部の皆様方との意見交換会

等々がありました。漁業関係者13名の方に参加していただきまして、燃油の高騰対策とか、まき網漁のこととか、流木の対策についても要望がありまして、その次に、その他の項目の中で、県漁連の副会長の島田さんから栽培漁業センターの存続について質問がございました。船越課長さんのほうからはそのときに、廃止は考えていないという回答がなされました。センターを重要な施設として位置付けるのであれば、これからの徳島県の沿岸漁業の振興策については、この栽培漁業センターに非常に大きな役割を果たしてもらわなくては困ると私は思うんです。

したがって、今回、昔の水産研究所の美波庁舎に、耐震診断の部分も含めて補正予算が今議会に二千何万円だったか付けられておるんですけれども、昔の水産試験場の美波庁舎を耐震改修して、そこを漁業の拠点とするのであれば、私は老朽化して耐震化も出来ていない栽培漁業センターも、これからも存続させるということであれば、やっぱりある一定程度の耐震化等の予算を付けるべきだと思います。そこで働いている従業員もおられるわけですから、きちんと水産研究所の美波庁舎の耐震化を進めるに当たっての調査予算を付けるのであれば、栽培漁業センターについても今回は出ていませんけれども同様に、12月か2月議会に予算を付けて、今後の耐震化工事に向けての検討を私はするべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

船越水産課長

ただいま委員のほうから、栽培漁業センターの耐震化についての御質問をいただきました。

まず、栽培漁業センターにつきましては、全国的に設置されておりますが、全国どこでも種苗生産施設の老朽化等が問題となりまして、今後種苗生産を続けるに当たりまして、大きな課題となっておりますことは事実でございます。このような中で、栽培漁業関係の全国組織であります全国豊かな海づくり協会などが中心となりまして、種苗生産業務の分業化あるいは集約化に当たりましての検討が進められているところでございます。

本県におきましても、先ほど委員がおっしゃられましたように、老朽化が進んでおります。今後、地元漁協、漁業者の方の御意見や御要望、あるいは先ほど申しました全国的な種苗生産体制の動向を見極めながら、栽培漁業センターのより効率的、効果的な運用方法について、いろいろな面から検討を進めてまいりたいと考えております。

庄野委員

漁業関係者の方の意見を聞いてということでございますけれども、ついこの間の水産振興議員連盟との漁協の幹部の方々との意見交換会の場では、栽培漁業センターというのは、沿岸漁業に従事している者にとって、今まで非常に恩恵を受けてきたと。役に立つ施設であって、廃止されたら困るんだということで、強い要望があったと思います。そういう意味では、今後、ほかの栽培漁業センターの状況を見るって言いましたけど、本県の栽培漁業センターを存続させるのであれば、早急に耐震診断が必要だと思います。公共の施設は今もずっと耐震の診断をして、耐震工事を実施してきているというのが現状なんです。小

学校、中学校もそうでありますけれども、県の施設というのは全て耐震化に向けて動いていて、もし耐震工事ができないのであれば、それを安全なところに移築してその事業を存続するための工事をしたり、耐震工事ができるのであればその場所で耐震工事をするということを行ってきています。

今、耐震診断の話が全然出ていませんでしたけれども、私は栽培漁業センターも存続をするという方向であるならば、耐震をする、津波に備えるという対策をしておかないといけないと思います。そのままの施設で老朽化はしてきておるけれども存続はするという、そういうあやふやな事業計画では建物が地震で崩れて、従業員の方々や、ほかから研修に来ておる方々もその被害に遭ったというのでは困ります。

南のほうは本当に危ないところです。地震にしてもそうです。津波にしてもそうです。栽培漁業センターを存続して種苗生産を続けるという意味が今あると言いましたから、そうであれば直ちにきちんと安全な施設にやり変えるべきではないかと思います。

その点はどうですか。

船越水産課長

まず、今回補正予算をお願いしております水産研究課美波庁舎におきましては、発災後いち早く漁業を再開するためのBCPの拠点として、施設の耐震化を行うものでございます。

一方、栽培漁業センターにつきましても、先ほど申しましたように、より効率的、効果的な運営方法についてどうあるべきかということを検討したいと申しましたが、その検討をしていく中で、耐震化も重要な課題であるとは考えております。

庄野委員

だから、重要だと考えているのであれば、早急に、例えば12月議会なり、次の2月議会なりに、幾ばくかの予算を付けるべきだと思います。水産研究所の美波庁舎と密接な関係があるわけでしょ。そういう意味では、今後その施設をどうするのか。きちんと耐震化をするならする、若しくは危ないから別の少し離れたところに建て替えるのなら建て替える。そして栽培漁業を継続していくという、ある程度の方針を立ててやっていかないと、ずるずると今の施設で栽培漁業をずっと続けておるということは、施設の危険度からいえば、そこで働いておられる方々も危ないわけです。そういうことを真剣にやっていただきたいということです。

その建物の耐震化をどうするのかというのは、いつぐらいに分かるんですか。

梅崎農林水産部副部長

耐震化についての御質問でございます。

県営施設の耐震化につきましては、まずは多くの県民の方が集まる施設、病院や避難指定施設等を優先しております。したがって、こうした施設でない栽培漁業センターは、次の段階となっております。

栽培漁業センターは、栽培漁業の基本計画に基づき種苗の魚種とか、放流する数などを決めて実行しております。その計画期間が平成23年から27年度になっておりますので、その27年度までに、次期計画を策定する予定です。その計画を策定する中で栽培漁業センターの在り方も含めまして、耐震化についても検討していきたいと考えております。

庄野委員

余り人が集まる場所でないから耐震化は二の次に行うと、第2グループで行うとかいう、そういう考え方があるのかどうかわかりませんが、あるとおっしゃっていましたが、現有の県有施設は、ほとんど耐震診断をして進めておりませんか。

栽培漁業センターも平成27年度までの計画は作っていると言いますが、漁業の関係者も言っていますが、藻場の育成なんかも同時に必要なんですけれども、やっぱり徳島県の沿岸漁業者が、きちんと漁業で生活していけるという道筋をつけるのであれば、栽培漁業センターの恩恵といいますか、果たすべき役割は非常に大きいと思います。存続を頼むという声が漁業関係者からもございましたので、栽培漁業センターをこれからも存続していくのであれば、早急な耐震化の考え方、予算の投入等々も含めて、私はやっていく必要があると思いますので、申し上げておきます。

それともう1点は、栽培漁業は誰でもがさっとできるわけではなくて、伝統的な技術が必要なんです。卵を採って、それをふ化させて、餌は何なのか、そういうノウハウがあるわけですし、その技術的な伝承が必要であろうかと思えます。それで、今現在の栽培漁業センターの人員を見ますと、50代以上の職員さんが多くて、高齢化をしております。徳島県で持つ例えば、アワビの卵を採って受精をさせて稚貝を作って大きくさせていくという技術も、これからの本県に重要な資源であろうかと思えます。そういうことからすると、現在の人員体制はかなり高齢化してきているので、やっぱり若い職員さんも採用する中で、今ある技術を若い方に伝承して、将来的に徳島県の漁業を守っていく、漁業者にとって非常にありがたい施設としてこれから何十年も存続していくためには、若い職員の方を採用し、技術を伝承する必要は私はあると思います。それはどのようにお考えでしょうか。

船越水産課長

ただいま種苗生産技術の伝承ということで、御質問をいただきました。

まず、技術の伝承につきましては、栽培漁業センターで今働いていらっしゃる方は実際、担当者間でローテーションを組んで、種苗生産をしていただいております。それから、先ほどちょっと申しましたが、全国豊かな海づくり推進協会に人材育成バンクというのがございます。それを活用していろんな技術をしっかりと教えていただくことで、技術の伝承を考えております。

庄野委員

要望にしておきますけれども、本県独自のノウハウ、それから技術力、それらを途切れ

させてしまうというのは非常に惜しいので、できたら若いやる気のある職員さんを種苗の研究者として雇って、きちんと種苗生産をして漁業の振興に役立てていくということは、本県にとって必要だと思います。どこかから調達してくればいいんだという考え方は、一時的にはいいかもわかりませんが、むしろ私は危険だと思います。基本の1本の筋は、本県できちんと生産をして漁業者に還元していくという今のやり方を私は継承していただきたいと要望いたしまして、コメントをいただいて終わります。

小谷農林水産部長

ただいま庄野委員さんのほうから、栽培漁業センターについての今後の在り方ということで、その栽培漁業の技術の継承という点で、今質問を含めた話でお尋ねをいただきました。

先ほど来、お答えをさせていただいたとおり、県南地域の厳しい水産業の現状を見た場合、従来の漁業から新しい形で厳しい状況を打開していく、作るところからより付加価値の高い漁業、あるいは資源を管理して持続可能な漁業を進めていく中で、この栽培漁業という位置付け、またこのセンターの位置付けについては大変重要であると考えております。

これまで果たしてきた部分につきまして、大きな枠組みといたしましては、この施設については県が用意をして、公益財団法人の水産振興公害対策基金のほうに人件費等、必要な経費について委託をするといった形で運営をしているのが現状でございます。したがって、将来に向けてより効率的、効果的な体制がどうあるべきか、これについては今お話がございましたように、庁舎の部分も含め新しくして機能強化を図る県の水産研究課美波庁舎の部分の連携、また将来に向け、今まで蓄積してきた栽培技術に関するノウハウが地元においてしっかりと継承されていくということも、いろいろ考えるべき要素があるかと思っております。

県全体の栽培漁業の計画の節目が来年度に回ってまいりますし、また水産振興公害対策基金のほうも経営健全化計画で節目節目で見直しております。それもまた平成27年度になっておりますので、その中で体制の問題、それから技術的な課題、そしてまた施設の耐震化の問題等々を含めて、総合的に検討した上で、今後、県南漁業の振興のために栽培漁業センターとしての役割がしっかりと果たせるような観点から検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

庄野委員

本当に漁業が厳しい状況になってきております。松崎議員が代表質問で、後継者の対策も含めて、農業なら就農したら5年間ぐらいは新規就農の助成金というのがあるんですけども、漁業者についてはそれが無いということも言われていました。それについては政策提言等々でやっていくということなので是非、漁業振興をしてほしいです。

徳島県は良い漁場があるんです。例えば伊島でも、魚種が結構あるのと、栽培漁業センターで作ったクロアワビも随分収穫されているようで、新規漁業者が増えていると聞いています。そういう意味で、新規漁業者が漁業をやってみようと思うような新規漁業者助成

金みたいなものも政策提言に盛り込んで、漁業振興になるように頑張っていたきたいと思います。

来代委員

昨日、総務委員会では、鳥獣被害の報告が出ていました。当然、今日の冒頭の報告があると思っていました。総務委員会で鳥獣被害対策のことを言われて、農家、林業を守る農林水産部が全然その鳥獣被害対策について何も言わないと。林業、農業で一生懸命土に生きている人を守るのが皆さんの役目でしょ。猿、イノシシ、カワウ、いろいろいるけれども、この鳥獣被害というのはどれぐらい、何が何匹ぐらいおって、どのぐらい被害が出ているかというのをまとめていると思うんですが、教えてください。

井形農村・鳥獣対策担当室長

ただいま来代委員のほうから、県内における鳥獣被害を及ぼす鳥獣の数についての御質問がございました。

まずニホンザルでございますが、自然環境戦略課のほうで加害群れについて推計したところ120から160の群れ。生息数につきましては、約4,000から6,000頭を推計しているところでございます。

イノシシにつきましては、非常に生まれる数も多いという状況がございまして、県下での生息数は把握されておりません。

鹿につきましては、約2万頭の生息数でございます。

来代委員

鳥獣被害ってこれだけですか。カワウはどうなっていますか。カワウのために、県西部ではアユ漁の商売が成り立たなくなるまでになっています。それからハクビシンはどうですか。もうトウモロコシが全部やられています。鳥獣被害というのはこの3つですか。

船越水産課長

私のほうから、カワウの生息数について御報告申し上げます。平成25年度の徳島県で確認された生息数でございますが、3,248羽という数字が出ております。

来代委員

ハクビシンは。

井形農村・鳥獣対策担当室長

ハクビシンにつきましては、申し訳ありませんが把握できておりません。

来代委員

ハクビシンは分からん。イノシシは分からん。まだカラスの被害もあります。小麦はみ

んなやられています。

一体、農林水産部というのは農家のためにあるのか。それとも、皆さんは給料をもらうだけでいいんですか。あなた方の仕事って部長、何ですか。農家はどうでもいいんですか。

峯本農村整備振興局長

鳥獣被害対策に限りましたら、我々はとにかく農業被害を軽減する、更にはなくす、そして人的被害も当然のことなくすということを目的に対策をやらせていただいております。

来代委員

被害をなくすって言ったって、何ぼおるか分からんものをどうやって被害をなくすんですか。県西部池田町のほうでは柿がほとんどやられています。もう柿がないんです。祭り用の柿も何もない。だから、やっぱりきちんと有害鳥獣を調べて、農家の方からどういうことがあったか調べて、そして退治してもらわないといけないでしょう。退治する方策というのはどうなっていますか。

井形農村・鳥獣対策担当室長

鳥獣の捕獲についての御質問だと思われます。

鳥獣の捕獲につきましては、各市町村で猟友会の捕獲班がございしますが、そこに委託して、有害捕獲活動をしているところでございます。農林水産部としましては、その捕獲に対しまして、国の交付金を活用しまして、おりの購入を支援してございます。また、国の交付金を活用しまして、捕獲の経費を支援するというところで、猿、鹿、イノシシの成獣について1頭当たり8,000円の経費を負担しております。

来代委員

どれだけ退治できたんですか。退治できた数字を教えてください。

井形農村・鳥獣対策担当室長

先ほど説明させていただきました緊急捕獲に対する支援でございしますが、平成25年から始まっておりまして、県下の12市町村で取り組んでいただきまして、平成25年度の実績としましてイノシシが1,280頭、鹿が2,353頭、猿が348頭、カラスが21羽となっております。合計3,981頭と21羽の捕獲が促進されたと考えております。

来代委員

何ぼおるか分かっていなくて、退治した数字は分かるとるんですね。だけどまず市町村任せでしょ。それから猟友会でしょ。猟友会もみんな年寄りばかりで鉄砲を持って走れる人がいない。市町村任せ、猟友会に委託している。だから駄目なんです。もう遅い。

一つだけ提案しておきます。他県では全部取り組んでいるんですけども、北海道なんか特にそうですが、自衛隊に委託して、ヘリで何回も何回もイノシシや鹿を追い飛ばした

らものすごい効果があるそうです。防衛省へ各県は大分、陳情にも行っているという話も聞きました。徳島県は、1回も来ていないと言っていました。

みんな本当に声に出さないけど、年寄りで何もできない、子供に送ろうと思って作った米もやられた、柿もやられたと困っています。市町村が、被害届を出してくださいと言ったって田舎の人は、あんな難しい紙をいっぱい持ってきても出し方も知りません。だからあなたの方がもっと中心になって、防衛省へ行って、退治のお願いをして、鉄砲の慣れた人、ヘリで上から見ると、またどれだけ群れがいるかも全部調査してくれますので、部長、早急に防衛省にお願いして、もっと根本的な対策を初歩からやってもらえませんか。

峯本農村整備振興局長

先ほどの答弁の数字の訂正をお願いいたします。

先ほど申しましたのは、捕獲に対する交付金で支援を行った数字でございます。それ以外に有害捕獲で捕獲いたしております。その数字が平成25年度におきまして、ニホンザルが1,392頭、ニホンジカが9,954頭、イノシシが6,781頭という実績になっております。

それと、自衛隊にお願いということでございますが、これは委員おっしゃいましたとおり、捕獲をしようにも猟友会の方の高齢化、それから人数が少ないという現状でありまして、なかなか捕獲が進まないという状況もございます。それで、我々といたしましては、地域で協議会を作っておきまして、地元での捕獲を進めております。銃器ではなくおりのやわなを使っての捕獲については簡単にできるということでお願いをいたしております。

それから自衛隊につきましては、善通寺にあります自衛隊の四国の本部へお話しに何度も行ったわけでございますが、委員おっしゃいました防衛省へきちっと話を通じるということについては、今後実施してまいりたいと思います。

来代委員

わなやおりに入ったのを見たことがないです。あんなものに入るわけがない。私の地元のほうへ来たら、人間がおりの中で暮らしています。年寄りが周りにおりを作って入り口を付けて、その中で暮らす。そうでないと家に帰ったらこたつの中は、猿ばかり。そこまですに今なっていて、猿、イノシシに襲われるんです。もう相手のほうが利口なんです。もう少し農林水産部も利口に、もっと立派な対策を立ててください。また次の委員会で、もったいつく言わせてもらいますので、どうぞ私が発言しなくていいような結果を待っています。

重清委員

今回の災害の農業支援についてですが、柵が壊れたのは何か直してくれるんですか。電子柵は今回の支援で直るようになっていきますか。

井形農村・鳥獣対策担当室長

ただいま重清委員のほうから御質問のありました台風12号、11号の影響により被災を受

けた侵入防止柵の災害復旧についてでございますが、この台風による鳥獣被害防止柵の流出、損害につきましては、延長約9キロ弱、被害金額約700万円ほどの被害報告が上がっておるところでございます。

この復旧につきましては、柵が流れてしまって使えない場合については、農林水産省に財産処分届を出して、新たに交付金を使って設置するということが可能となっております。被災した市町村と協議を進めまして復旧に努めてまいりたいと考えております。

重清委員

分かりにくいんやけど。

柵といっても囲ってあった全部がやられたわけでもない。水が通って土砂が入ってひっくり返ったり、木が入って全部なぎ倒しているとかいろんな場合があるんだけど、全部それが使えないと言って全部やり替えるという話ですか。どういう補助金で、どこに使えるのか。それで今回の支援で直せるんですか。新たな補助制度を活用するのかどうか。

井形農村・鳥獣対策担当室長

洪水等によりまして柵が被害を受けて使えなくなった場合につきましては、その使えない部分について、国に補助事業の廃止届を出した上で、新たに設置したときと同じ交付金を使って設置し直すことができるということでございます。

壊れたところを部分的に交付金事業を活用して作り直すことができるということでございます。

重清委員

ですから、この災害復旧でいけるんか、新たにやるんか、何で直すかというのを聞きたいんです。元通りに復旧できるというので、国なり県が災害のこの費用を出してやりますと。まず、盛り込んでいる政策が入っているかどうかでしょ。

井形農村・鳥獣対策担当室長

柵の災害復旧につきましては、通常の災害復旧事業もございますが、規模が小規模といえますか、一定額に届かない場合もあるので、新たに交付金事業のほうで災害復旧は可能であるということでございます。

重清委員

新たな交付金事業はどのような事業ですか。今やっている事業と同じような、国、県が幾らで、個人負担は要るのかどうか。前の事業と違うのかどうか。

井形農村・鳥獣対策担当室長

復旧に使います事業は、設置したときと同じ国の鳥獣被害防止総合対策交付金を使ってできるということで、材料支給につきましては、国10分の10で実施することができること

になっております。設置については地元の方にお問い合わせするという形で、それは10分の10の定額で実施が可能です。

重清委員

その事業は、いつ頃できるようになっているんですか。来年度予算からいくのか、それとも今、既に補正できるかを協議して地元自治体とも話をしてやっているのか。来年の3月、4月には直っているのかどうか。

井形農村・鳥獣対策担当室長

この鳥獣対策交付金を活用した復旧につきましては、ただいま地域の町と実施時期について協議をしております。本年度中に実施する場合については、国に追加の交付金の配分をお願いすることとなっております。本年度できない場合については来年度になりますができるだけ早く実施したいと考えておるところでございます。

重清委員

せっかく網をぐるっと回しても1カ所でも破れていたら話になりません。700万円ぐらい掛かるんだったら、きちっと計画的に、それで早急に材料も仕入れて、あとはいつやるかだけだと思いますけど、そこらも地元と話をして、猿や鹿が入れないように元通りにしていただきたいと要望しておきます。

確かに猿と鹿は、増えています。今、聞いたら千何頭猿を捕ったと、年間900頭増えているということでしたが、ちょっと数が違うんじゃないかというぐらい増えています。

僕の車もこの間鹿をやりまして傷が付いています。国道55号です。鹿も通り道があるんです。田んぼとか畑はみんな囲います。ただ、通り道は国土交通省なり県の所管で、どうするかってそのままですよ。鹿の通り道で、そこを通るから車と当たるといふのがあります。そういう所はどうするか、やっぱり地元と話をしてほしい。何で鹿が横断しているかと言ったら、両方に道があるからです。そこを塞がなかったら、絶対に国道は通ります。そこらを十分検討してください。本当に危ないです。海部郡は、田んぼと畑は全部囲っています。猿対策で三方、上も囲うというのはなかなかできないんですけど、これだけせっかくしていたのが、今回の台風の水害でやられたので。そこはもう一回囲いますけど。猿も鹿も増え過ぎたと本当に思いますので、この対策をきっちり取っていただきたい。

それと、余り今までいなくて最近いるようになってきたカワウは、ほかの所へ飛んでいくのかと思ったら、ずっと同じ場所で固定してしまうんですか。

船越水産課長

先ほど申し上げました数字は、専門家が何回か数えた数字を合わせたものでございます。

カワウは、移動をすると我々も伺っております。年に何回かある地点を決めまして計っておりますので、あるときにはそこにいない、あるときにはそこにいたという数で、3,248羽という専門家の数字を出させてもらっております。

重清委員

しっかりと早急に、早め早めの対策をしてほしいと思います。なかなか難しいのかもわかりませんが、よろしくお願いいたします。

それと、先ほど地元の加島の栽培漁業センターのことをいろいろと庄野委員に言っていたのですが、僕が聞いたらやめませんと言われるんですけど、ほかの県議さんが聞いたらやめると言っていて、一体どうなっているんだと。地元の県議には黙ってやめる方向で進めているのかどうか。今回の質問も聞いていて思ったんですけど、どういう話になっているのか。

僕は、必要な施設として絶対残していくんだと思っていました。松崎県議さんや阿南の組合長さん、ほかの地区の人に言われて、地元で聞いたら残しますと言う。どういう方針で今いるのか、はっきりとしていただきたい。先ほど庄野委員が言われたように、耐震関係とか職員、それから美波庁舎の水産研究所との連携、いろんな問題があると思います。そこらがはっきりしないからやめるんじゃないかと言われている気もしますが、もう一回はっきりとさせてほしい。

耐震は難しいんです。津波の問題もあるから、あの場所でそのまましていいのかどうかということもあります。この間、補正で組んでもらった水産研究所の耐震をとにかくやってほしいというのがあったんですが、県は早急にやってくれると。一緒に加島もやれというのはなかなか厳しいかなというのもありましたけど、平成27年度といたらもう来年です。どのようにするか、基本的な話だけでもちょっと聞かせてほしいです。耐震は、今から調査してほしい。

職員はたしか定年になってもまだ採用して、いてもらっているはずなんです。若い人に技術を継承していくという話が出ましたが、今の体制で何もしていないんですか。それともこの部分はこういうふうにしていますというのがあるのかどうか。

船越水産課長

まず、聞く人によって廃止するとか廃止しないとかいうお話があるということなんです。本県の種苗生産業務につきましては、生産経費の拡大とか、あるいは先ほどからおっしゃっています施設の老朽化などが大きな課題となっております。これらに対応するために、平成20年度に外部有識者等で構成します徳島県栽培漁業検討委員会を設置しまして、今後の種苗生産業務の在り方についても検討していただきました。その中で、今後、持続的、効率的に栽培漁業を推進することが可能となる種苗生産体制を構築するために、主に将来的な基金職員の退職時期と連動した生産業務の絞り込みを行うことなどの提言が出されました。現在、この提言に従いまして、ヒラメを外部調達ということにしたんですが、そういう業務見直しを進めていることが、今後、栽培漁業センターを廃止するのではという憶測を呼んでいるのではないかと考えております。

これは、あくまでも将来、栽培漁業を本県でいかに続けていくかという検討をしたものでございまして、決して廃止を前提にしたものではございません。まず、それを申し上げ

ておきたいと思います。

重清委員

技術の継承が要るのに、職員を採用していないということで、その対策を今しているかどうかを聞いたんだけど。庄野委員が言われたように、今の人がやめたらもう終わりか、そうじゃないといえる対策を何かしているのかわかるかどうかを聞いているんです。していないんだったらしていないでも構いません。

喜多委員長

小休します。（13時50分）

喜多委員長

再開します。（13時50分）

船越水産課長

退職者の後につきましては、臨時の方をお雇いするなり、あるいはやめられた方の希望に応じて再雇用をしていくなど、現有勢力でやっているのが現状でございます。

重清委員

いつまでもやめる、やめんと言っていたら働いている人たちも迷惑だろうし、県も迷惑だと思ふ。県が本気でやるんだったら、今すぐ耐震のほうに取り掛かるのは予算も要ることだしなかなかでしょうから、来年1人採用してください。それを検討してもらえませんか。それが一番早い。採用してくれたら、言われたような継承も若い者にするんだ、県としては残していくんだというのが分かります。これをしなかったら、ヒラメをやめたときと一緒です。ほかに新しいものをしたらいいのに、それをせずに、どんどんどんどん少なくするから、やめるんじゃないかと思われる。そうじゃない、この施設は絶対要るんだというのなら、これらの不安を1つでも取り払ってもらえませんか。部長、検討してもらえませんか。

小谷農林水産部長

栽培漁業センターの今後の在り方ということで、先ほど来も説明をさせていただいております。

県全体の栽培漁業の計画がどうあるべきか、またセンター自身の運営を効率的にしている部分の運営プランと言いますか、ベースとなるような運営の在り方についても平成27年度に検討する節目が来ております。そこで、これまでの運営、種苗を生産するコスト、他県と比較して高いのか低いのか、外部に委託してどうなるかというところから一部ヒラメについては見直して、今回栽培業務の魚種については一点絞り込んだところが、経緯としては確かにございます。新しい職員をもって維持していく、これも1つの方法であろうか

と思いますが、まずは全体の体制がどうあるべきか、人、財政の運営状況等を含めて、施設の運営方法についても平成27年度、総合的に見直しをさせていただけたらと考えております。

その間のつなぎといった言葉は語弊があるかもしれませんが、正規の職員の方のローテーションを行って、いろんな部分の継承をしていくような、現体制でのやり方、また正規職員が退職された後の再任用とか再雇用や臨時職員等の対応でもって、その部分もしっかり確保しながら、将来に向けたよりしっかりした体制の構築へ向けて検討してまいりたい。平成27年度に構築してまいりたいと考えておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

重清委員

これではなかなか、納得はできない。分かりにくい。それだったら検討してやめるんじゃないかとやっぱり思われます。職員の方もそう思っているから、働きがいがないという感じが出ていると思います。きっちりとした何かを示したらどうですか。平成23年から27年までが計画期間で、来年度に平成28年度からどうするかもう一回計画を作るということです。そのとき、その場所に残るんだったら耐震化の調査からしないといけない。それが新しい所に建てるかという議論に入っていかなければならないと思います。今の状況でこれだけ毎回毎回やめるんじゃないかと言われて、地元の県議としても何をしているんだと言われますので、はっきりとした方向性を見せてもらえませんか。職員採用以外でも構いません。はっきりと残るといのが分かるようなものを示してくれたらよろしいですけど。

小谷農林水産部長

先ほど来、お答えをしています内容と重なる部分があるかもしれませんが、来年度に全体として、この栽培漁業センターの運営方法、また施設についても在り方をどうしていくか、今の時点における見直しの視点について幾つか申し上げたいと思います。

まず1つは、やはりこれまで培ってきた栽培漁業センターにおける種苗生産のノウハウを継承していくような視点が大事じゃないかと思っております。それから、先ほど来、重清委員さん、また庄野委員さんからもお話がございましたが、漁業版BCPの拠点として新たに整備をいたします農林水産総合技術支援センターの水産研究課美波庁舎との連携をどのように取っていくかということ。そして、何よりも、将来に向けて持続可能な栽培漁業センターの在り方について、人、財政面含めての体制の問題、こういった運営について、持続可能な部分についてどうあるべきか。この3つの視点でもって、来年度、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

重清委員

今年度検討してもらっても構わないんだけど、早め早めに。耐震ができていないのに、何で来年にしないといけないのか。今年からやったらどうなんだと。明日地震が来るかもしれない、いつ来るか分からない状況で、そんなに危ないんだったら今年から検討したら

どうですかと言われませんか。どうですか。

小谷農林水産部長

見直しの検討につきましては、必要な情報収集等、今年度から速やかに着手してまいりたい、得るべき結論については、来年度、後々の体制ができるように、早めの対応を考えてまいりたいと考えております。

重清委員

これだけ議題になっていますが、農林関係で加島の栽培漁業センターに今年行った職員は、この中でいますか。

これぐらい行っているんですね。行っていない人間は、先ほど言われたように今年、井サミットやいろんな祭り等もありますから、行ったついでに加島もどんな状況か見ておいてください。危ないところは危ないと、現場を見て対策を取っていただきたい。早急な対策を要望します。

森本委員

農林水産部だけのことじゃないですけど去年から文書質問も出していますが、例の指定管理の選定についてです。

今回もまた申請団体が結局これ3つ、1，1，1で、また随意契約になってしまう。6月議会の商工労働部のときに、渦の道のことを言った。観光協会とネオビエントという会社の合同の企業体なんだけど、5年連続で入場者数を落としました。極端な話、5年前と去年は十何万人も下がっている。今指定管理の中で一番おいしい施設なんです。それがこういう体たらくで、見たらほとんどが随意契約で、当たり前みたいに観光協会が取ってきた。6月にもやかましく、とにかくもうやめさせたらどうですかと言った。その後、すぐに商工労働部が下がった場合に罰金を取るというペナルティーを決めたんです。

先日アスティとくしまに行ったら清重理事長が玄関で待ち構えていて、良いカンフル剤になりましたと言っていたいただきました。現実に6月議会でそういう厳しいことを言ったら、また上向いてきた。そのぐらい競争がないときというのは、企業努力をしないんです。

渦の道と違って余りもうかる3施設でないのも、難しいとは思いますが。渦の道だったら、本気になったら何百社も来るぐらいのすばらしい、もうかる施設なんです。千年の森は、もうかるわけがないんですけど、やっぱり何か競争性が必要だと思います。これだけ蔓延してきたら、指定管理の制度が崩れてしまうと私は心配しています。だから議会のたびにずっと言ってきました。ただし、やらせはいけない。うその入札、構わないから入ってくれんでという、いつか土建屋さんがよくやっていたようなのはいけないです。

何か複数参加できるような公募の努力をしていますか。

手塚農林水産政策課長

森本委員さんのほうから、今回の指定管理につきまして競争性の確保が十分でないんじ

やないかという御指摘をいただきました。

指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズに的確に対応するという一方で、公募によって競争性の確保の原理に基づいて、民間活力をとということで実施しております。今回、委員さんがおっしゃられたように、結果として1団体しかなかったことは残念だと思っております。競争性の確保は大事だということで、私どもとしては応募者を増やすべく、募集案内について周知の強化を図ったところでありまして、募集案内の広報としましては、県政だよりOUR徳島での募集案内、それからホームページでの案内サイトの開設、それから私どもの関係の業界紙、林業とくしまにおいても、この3施設について指定管理の募集をしていますということを広報して、少しでも多くの申請者が出てくるように頑張ったところでございます。

その結果として、前回、平成23年度にも指定管理の更更新手続があったわけでございますけれども、そのときには募集要項を受けていただいた方が4団体しかなかったのが、今回8団体の方が募集要項を受けていただきました。それから、現地説明会についても7団体が参加ということで、その周知の効果はあったとは思っておるところですけれども、結果として申請件数の増加には至りませんでした。その原因について、私どもの分析といえますか、理由としまして、私どもが持っております施設につきましては、運営に専門性が必要な施設であるということ、それから指定管理料につきましても、これまでの運営の効率化を反映した適正な料金になっていること等によって、結果として1団体になったと考えております。

今後は、選定委員会を設けておりますので、その中で今回の申請内容が県民のいろいろな利用とか確保について十分かどうか、効率的な管理運営ができるかどうか、安定した管理のための人的、物的経営基盤があるかどうか、地域と連携とか地域貢献度等々につきまして、事業計画が適切であるかどうか審査することにより適正性を確認していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

森本委員

スタートしてから2回、あるいはもう3回更新しているところがあるんだけど、ほぼ100%、スタートのときに取った人がずっと取っています。取ること自体が、既得権益になっています。それで、渦の道みたいな5年間連続で毎年毎年人を減らすことが起こってくる。これはなぜかと言うと、企業努力がないからなんです。それで6月議会でやかましく言われてやっと上向いてきましたというのは、企業努力をしだしたわけです。だからそれを言っているんです。

この施設は3つとも全部もうからないです。だけどやっぱり取った以上はきちっとやってもらわないといけません。この3つがいい加減だとは言いません。だけど、取るのが当たり前になったら当然そういうことが起こってきます。観光協会のほどではないと思いますが当然そういうことも起こってきますから、やっぱり参加を集める努力をするのはもちろんのこと、ほとんど随意契約になった場合も、やっぱり厳しく県が監視をしないとイケないし、駄目な場合はペナルティーも考えないとイケないと思います。

この申請団体3つが即、今回も取るでしょうけれども、なぜ現地説明会まで行ってやめたか聞いておられると思うんですけど、やめたところにもいろんな意見を参考のために聞いてみてください。またこれで3年いく中で、この申請即選定された業者、団体については、厳しく指導していってもらいたいと思います。

喜多委員長

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま、審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決又は承認すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決又は承認すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、
議案第28号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

初めに、請願第65号「（旧）森林林業研究所敷地内を東西に流れる排水路の保全について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

小谷農林水産部長

請願第65号「（旧）森林林業研究所敷地内を東西に流れる排水路の保全について」、御説明させていただきます。

徳島市南庄町の旧森林林業研究所は、平成26年3月に用途廃止しており、売却するとの方針のもと、9月1日に入札公告を行った上で、9月11日に現地説明会を開催しており、本日、10月8日に一般競争入札をする運びとなっております。この排水溝は、施設内の雨水等を徳島市が管理する公共排水路に流すためのものがございます。売却手続に先立ち、排水溝を含む跡地について、公共利用の希望の有無を財務省及び徳島市に照会いたしました。その結果、いずれからも希望がないこと、また、法定外公共物である水路いわゆる青

線でないことが確認できたことから、敷地全体について一括売却することとし、所定の手続を進めてきたところであります。

一方、入札公告の後に、近隣の方から排水溝を残してほしいとの要望をいただきました。現地説明会において、この点について入札参加予定者には排水溝の状況を詳しく確認いただいております。落札者に対しましても現地の状況について、詳しく伝えてまいりたいと考えております。

喜多委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と言う者あり）

庄野委員

事前にお聞きした話によると、落札者が水路を残してくれなかったら住民の方は水があふれて困るということでした。ですから、売却前に市の方に委託してくれと言っているという説明を受けていたんですが、これを不採択にしてしまったら、落札した人は排水をしなくなって住民の方々が困りませんか。

樫本委員

市が工事して、対処できています。

庄野委員

対処できているのだったらいいです。分かりました。

喜多委員長

それでは、本件については不採択とすべきものと決定することに御意義ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第67号「緊急の過剰米処理について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

小谷農林水産部長

請願第67号「緊急の過剰米処理について」，御説明させていただきます。

今回の米価下落の原因は、米の需要減少や豊作基調等による在庫の増大などを背景としたものであると考えております。本県の水田農業の現状、平成25年度は、水田面積2万500ヘクタールのうち、水稻は1万3,100ヘクタール、63.9%で作付けされております。また、農業産出額、平成24年度ベースでは、徳島県の農業産出額1,054億円のうち、152

億円で、全体の14.4%を占めており、本県の農業生産や農地の維持を図るため、稲作経営の安定は大変重要であると考えております。

米価下落の対策としては、緊急の過剰米処理のみならず、供給サイド、需要サイドの双方から総合的対策を講じる必要があると考えております。そこで昨日、徳島県水田農業緊急対策本部を設置し、取り組むべき方向性を確認し、関係者一丸となって水田農業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と言う者あり）

それでは、本件については不採択とすべきものと決定することに御意義ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第68号「漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

小谷農林水産部長

請願第68号「漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持について」、御説明させていただきます。

平成21年度税制改正において道路特定財源制度が廃止され、軽油引取税が一般財源化されました。その際、農林漁業用の軽油に関しては、平成24年3月まで、1リッター当たり32.1円の時限的な軽油引取税の免税措置が講じられ、その後平成27年3月まで延長されております。県では燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少など漁業を取り巻く環境を踏まえ、これまで農林漁業者が経営を維持するために借り入れる資金について、実質金利を無利子とする利子助成事業、また、省エネ、低コスト化に向けた施設機械の導入を支援するモデル事業、さらには漁船の燃費向上のための船底清掃に係ります手数料を補助する支援事業、こうした制度を創設し対応してまいりました。

今後とも燃油等価格の上昇による影響に対し、国の支援制度の活用や県独自の施策の推進によりまして、農林漁業者が安心して経営できますよう取り組んでまいります。

喜多委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

樫本委員

これは採択です。林業も農業も同種の陳情書が出ておりますし、軽油が130円も超えたら厳しい。景気が少しは良くなってきているんだから、このまま免税措置は継続すべきと考えます。

喜多委員長

それでは、本件については採択とすべきものと決定することに御意義ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は採択とすべきものと決定いたしました。

委員各位にお諮りいたします。

ただいま採択すべきものと決定いたしました。請願第68号及びお手元に御配付の陳情文書表第28号、第30号の計3件につきましては軽油引取税の免税措置の堅持について、国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。

この際、以上3件の請願又は陳情の趣旨を踏まえ、1つにまとめた意見書案を徳島県議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、経済委員長名で議長宛て提出いたしたいと思っておりますが、これに御意義ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御意義なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第68号

不採択とすべきもの（簡易採決）

請願第65号、請願第67号

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時14分）